安平町議会の個人情報の保護に関する条例とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「改正後個人情報保護法」という。)等との対照表

安平町議会の個人情報の保護に関する条例 (案)	改正後個人情報保護法
目次	目次
第1章 総則(第1条~第3条)	第一章 総則(第一条-第三条)
	第二章~第四章 略
	第五章 行政機関等の義務等
	第一節 総則 (第六十条)
第2章 個人情報等の取扱い(第4条~第16条)	第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条-第七十
	三条)
第3章 個人情報ファイル(第17条)	第三節 個人情報ファイル (第七十四条・第七十五条)
第4章 開示、訂正及び利用停止	第四節 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示 (第18条~第30条)	第一款 開示 (第七十六条-第八十九条)
第2節 訂正(第31条~第37条)	第二款 訂正 (第九十条-第九十七条)
第3節 利用停止(第38条~第43条)	第三款 利用停止 (第九十八条-第百三条)
第4節 審査請求 (第44条~第46条)	第四款 審查請求 (第百四条-第百七条)
	第五款 (略)
第5章 雑則(第47条~第52条)	第五節 (略)
	第六節 雑則(第百二十四条-第百二十九条)
第6章 罰則(第53条~第57条)	第六章 (略)
附則	第七章 雑則(第百七十一条-第百七十五条)
	第八章 罰則(第百七十六条-第百八十五条)
	附則

安平町議会の個人情報の保護に関する条例(案)	改正後個人情報保護法
第1章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、安平町議会(以下「議会」という。)における個人情	第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡
報の適正な取扱いに関し <u>必要な事項</u> を定めるとともに、 <u>議会が保有する</u>	<u>大していることに鑑み</u> 、個人情報の適正な取扱いに関し、 <u>基本理念及び</u>
個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにする	政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本
ことにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利	となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情
利益を保護することを目的とする。	報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守
	<u>すべき義務等</u> を定めるとともに、 <u>個人情報保護委員会を設置することに</u>
	より、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに
	個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経
	済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人
	<u>情報の有用性に配慮しつつ</u> 、個人の権利利益を保護することを目的とす
	る。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で	第二条 この <u>法律</u> において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で
あって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	あって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若	一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若し
しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の	くは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知
知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号にお	覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号におい
いて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しく	て同じ。) で作られる記録をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは
は記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事	記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項
項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を	(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を調
識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、	別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、そ
	1
それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含	れにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この<u>条例</u>において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入 に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記 載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その 他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ご とに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは 記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受け る者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員 (以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。) が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、安平町情報公開条例(平成18年安平町条例第12号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

- 二 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この<u>法律</u>において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、<u>政令で定める</u>ものをいう。
- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換 した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別 することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に 関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載 され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他 の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごと に異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記 録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける 者を識別することができるもの
- 3 この<u>法律</u>において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>政令で定める</u>記述等が含まれる個人情報をいう
- 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、<u>行政機関等</u>の職員<u>(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)</u>が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、<u>当該行政機関等</u>の職員が組織的に利用するものとして、<u>当該行政機関等</u>が保有しているものをいう。ただし、<u>行政文書</u>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章にお

	いて「独立行政法人等情報公開法」という。) 第二条第二項に規定する法
	人文書(同項第四号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体
	等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上
	作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公
	共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとし
	て、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの
	_(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものと
	書等」という。)に記録されているものに限る。
├── この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報	第六十条
の集合物であって、次に掲げるものをいう。	2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を
	含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機
機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、
名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索	生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索す
することができるように体系的に構成したもの	エース は、 この他の記述 すにより 特定の 休 有 個 八 情 報 を 社 勿 に 使 来 9 る こと が で きるように 体 系 的 に 構成 した も の
6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識	4 この <u>法律</u> において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識
別される特定の個人をいう。	別される特定の個人をいう。
7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の	5 この <u>法律</u> において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の
区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り	区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り
特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られ	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られ
る個人に関する情報をいう。	る個人に関する情報をいう。
(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の
の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規	一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則
則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。	性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別 符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 8 この<u>条例</u>において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の 区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別すること ができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であっ て、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 6 この<u>法律</u>において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の 区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別すること ができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であっ て、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等 の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の 一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則 性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別 符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

第六十条

- 9 この<u>条例</u>において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は 地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のう ち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見 その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものと して地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 7 この<u>法律</u>において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 <u>この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人</u>を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号利用法) 第二条

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応 し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であっ て、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条 並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を 除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

番号利用法

(情報提供等の記録)

- 第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。
 - 一 情報照会者及び情報提供者の名称
 - 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
 - 三 特定個人情報の項目
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。
 - 一 個人情報保護法第七十八条(個人情報保護法第百二十三条第二項の規 定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。) に規定 する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示

	<u>する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。</u>
11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又	
は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとし	
て、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されている	
ものに限る。	
12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成	9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成
11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の	十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第
<u>保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u> 別表第1	一に掲げる法人をいう。
に掲げる法人をいう。	
13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平	10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平
成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。	成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を
	いう。
	(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)
第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必	第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが
要な措置を講ずるものとする。	確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
第2章 個人情報等の取扱い	第五章 行政機関等の義務等
(個人情報の保有の制限等)	(個人情報の保有の制限等)
第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。 第	第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例
12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定により	を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号
<u>その権限に属する事務</u> を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利	<u>及び第三号並びに第四節</u> において同じ。)の定める <u>所掌事務又は業務</u> を遂
用の目的をできる限り特定しなければならない。	行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定し
	なければならない。
2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」と	2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範
<u>いう。)</u> の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 <u>議会</u> は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	3 <u>行政機関等</u> は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当 の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならな い。
(利用目的の明示)	(利用目的の明示)
第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当	第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記
該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじ	録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除
め、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならな
	V №
(1)人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身
体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人	三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、
等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な	地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。	四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
(不適正な利用の禁止)	(不適正な利用の禁止)
第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある	第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める
方法により個人情報を利用してはならない。	機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及
	び第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等
	及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長
	<u>等」という。)</u> は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれが
	ある方法により個人情報を利用してはならない。
(適正な取得)	(適正な取得)
第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならな	第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取
٧٠°	得してはならない。

(正確性の確保)	(正確性の確保)
第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又	第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個
は現在の事実と合致するよう努めなければならない。	人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
(安全管理措置)	(安全管理措置)
第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有	第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防
個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならな	止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ
۱۰ _۰	なければならない。
2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわ	2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合
たる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情	における個人情報の取扱いについて準用する。
報の取扱いについて準用する。	
	一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受け
	<u>た業務</u>
	二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
	四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設 (同法第二
	百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。) の管理の業務
	三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政
	<u>令で定めるもの</u>
	四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令
	<u>に基づき行う業務であって政令で定めるもの</u>
	五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託 (二以上の段階に
	わたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務
(従事者の義務)	(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第	第六十七条 個人情報の取扱いに従事する <u>行政機関等</u> の職員若しくは職員で
<u>2項</u> の業務に従事している者若しくは従事していた者又は <u>議会</u> において	あった者、 <u>前条第二項各号に定める</u> 業務に従事している者若しくは従事
個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な	していた者又は <u>行政機関等</u> において個人情報の取扱いに従事している派
運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88	遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
号) 第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条	に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派
において同じ。) 若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して	遣労働者をいう。以下この <u>章及び第百七十六条</u> において同じ。) 若しくは
知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利	従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容
用してはならない。	をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(漏えい等の <u>通知</u>)	(漏えい等の <u>報告等</u>)
第11条	第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他
	の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害す
	<u>るおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生</u>
	じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態
	が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の	2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保
安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい	護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなけ
<u>ものとしてその定めるものが生じたときは</u> 、本人に対し、 <u>その</u> 定めると	ればならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この
ころにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、	限りでない。
次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	
(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するた	一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため
め必要なこれに代わるべき措置をとるとき。	必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
(2) 当該保有個人情報に <u>第20条各号</u> に掲げる情報のいずれかが含まれる	二 当該保有個人情報に <u>第七十八条第一項各号</u> に掲げる情報のいずれかが
とき。	含まれるとき。
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)
第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保	第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の
有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) <u>議会</u>が法令の規定により<u>その権限に属する事務</u>の遂行に必要な限度 で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を 利用することについて相当の理由があるとき。
- 二 <u>行政機関等</u>が法令の定める<u>所掌事務又は業務</u>の遂行に必要な限度で保 有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用 することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的の ために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが 明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供すること について特別の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的の ために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが 明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供すること について特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の<u>法令</u>の規定 の適用を妨げるものではない。

- 4 <u>議長</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>議会</u>の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 4 <u>行政機関の長等</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>行政機関等</u>の内部における利用を特定の<u>部局若しくは機関</u>又は職員に限るものとする。
- 5 <u>保有特定個人情報</u>に関しては、<u>第2項第2号から第4号まで</u>及び<u>第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
- 番号利用法 (附則第五十四条改正後)

第三十号 行政機関等(個人情報保護法第百二十五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

			幸り、井ささ	注7、 	きかおうフタケ
			読み替えら	読み替えられる	読み替える字句
			れる <u>個人情</u>	字句	
			報保護法の		
			規定		
第12条第1	法令に基づく場	利用目的以外の	第六十九条	法令に基づく場	利用目的以外の
<u>項</u>	合を除き、利用	目的	第一項	合を除き、利用	目的 <u>(独立行政</u>
	目的以外の目的			目的以外の目的	法人等にあって
					は、行政手続に
					おける特定の個
					人を識別するた
					めの番号の利用
					等に関する法律
					_(平成二十五年
					法律第二十七
					号) 第九条第五
					項の規定に基づ
					く場合を除き、
	自ら利用し、又	自ら利用しては			利用目的以外の
	は提供してはな				目的)_
	らない	3. 3. 3.		自ら利用し、又	自ら利用しては
	2 3, 1			は提供してはな	ならない
				らない	

第12条第2	自ら利用し、又	自ら利用する
<u>項</u>	は提供する	
第12条第2	本人の同意があ	人の生命、身体
項第1号	るとき、又は本	又は財産の保護
	人に提供すると	のために必要が
	き	ある場合であっ
		て、本人の同意
		があり、又は本
		人の同意を得る
		ことが困難であ
		るとき

第六十九条	自ら利用し、又	自ら利用する
第二項	は提供する	
第六十九条	本人の同意があ	人の生命、身体
第二項第一	るとき、又は本	又は財産の保護
<u>号</u>	人に提供すると	のために必要が
	き	ある場合であっ
		て、本人の同意
		があり、又は本
		人の同意を得る
		ことが困難であ
		るとき
第八十九条	配慮しなければ	配慮しなければ
第三項	ならない	<u>ならない</u> 。この
		場合において、
		行政機関の長及
		び地方公共団体
		<u>の機関</u> は、経済
		的困難その他特
		別の理由がある
		と認めるとき
		は、 <u>政令及び条</u>
		例で定めるとこ
		<u>ろにより、当該</u>
		手数料を減額
		し、又は免除す
		ることができる

第38条第1 | 又は第12条第1 | 第12条第5項の 項第1号 項及び第2項の 規定により読み 規定に違反して 替えて適用する 利用されている 同条第1項及び とき 第2項(第1号 に係る部分に限 る。)の規定に 違反して利用さ れているとき、 番号利用法第20 条の規定に違反 して収集され、 若しくは保管さ れているとき、 又は番号利用法 第29条の規定に 違反して作成さ れた特定個人情 報ファイル(番 号利用法第2条 第9項に規定す る特定個人情報 ファイルをい う。) に記録さ

れているとき

第九十八条 又は第六十九条 行政手続におけ る特定の個人を 第一項第一 第一項及び第二 号 項の規定に違反 識別するための して利用されて 番号の利用等に いるとき 関する法律第三 十条第一項の規 定により読み替 えて適用する第 六十九条第一項 及び第二項(第 一号に係る部分 に限る。)の規 定に違反して利 用されていると き、同法第二十 条の規定に違反 して収集され、 若しくは保管さ れているとき、 又は同法第二十 九条の規定に違 反して作成され た特定個人情報 ファイル(同法 第二条第九項に 規定する特定個

	T
第38条第1 第12条第1項及 項第2号 番号利用法 び第2項 本	第九十八条 第六十九条第一 行政手続における特定の個人を 第一項第二 項及び第二項又は第七十一条第一項 適別するための番号の利用等に関する法律第十九条
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)
第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の	第七十条 <u>行政機関の長等</u> は、利用目的のために又は前条第二項第三号若し
規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認め	くは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必
るときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報に	要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供
ついて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又	に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必
はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を	要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理
講ずることを求めるものとする。	のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
	(外国にある第三者への提供の制限)
	第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をい
	う。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国
	と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有して
	いる外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この
	条において同じ。) にある第三者 (第十六条第三項に規定する個人データ
	の取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情

報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合に は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該 外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情 報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人 に提供しなければならない。
- 3 政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する 体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した 場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合 を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三 者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずる とともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人 に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 <u>議長</u>は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第七十二条 <u>行政機関の長等</u>は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- (仮名加工情報の取扱いに係る義務)
- 第15条 <u>議会</u>は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び<u>第49条</u>において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。
- 第七十三条 <u>行政機関の長等</u>は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び<u>第百二十八条</u>において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 <u>行政機関の長等</u>は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 <u>議会</u>は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに<u>法</u>第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 <u>行政機関の長等</u>は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 <u>議会</u>は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、 <u>議会</u> に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について 準用する。	5 前各項の規定は、 <u>行政機関の長等</u> から仮名加工情報の取扱いの委託(二 以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合 について準用する。
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務)
第16条	第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除 く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づ く場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらか じめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の 項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対し て、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければなら ない。
議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。	2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
2 <u>議会</u> は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして <u>議長が</u> 定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を 講じなければならない。	3 <u>行政機関等</u> は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして <u>個人情報保護委員会規則で</u> 定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
3 前2項の規定は、 <u>議会に係る</u> 匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	4 前二項の規定は、 <u>行政機関等</u> から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上 の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合につ いて準用する。

第3章 個人情報ファイル	第三節 個人情報ファイル
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
第17条 <u>議長は、その</u> 定めるところにより、 <u>議会</u> が保有している個人情報	第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関
ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記	<u>の長等の属する行政機関等</u> が保有している個人情報ファイルについて、
載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しな	それぞれ <u>前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる</u>
ければならない。	<u>事項その他政令で定める事項</u> を記載した帳簿(以下 <u>この章において</u> 「個
	人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
(1) 個人情報ファイルの名称	改正後個人情報保護法第七十四条
	一 個人情報ファイルの名称
(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさ
	どる組織の名称
(3) 個人情報ファイルの利用目的	三 個人情報ファイルの利用目的
(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項	四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項
目」という。) 及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等に	目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等に
よらないで検索し得る者に限る。 <u>次項第1号カ</u> において同じ。)として	よらないで検索し得る者に限る。 <u>次項第九号</u> において同じ。)として個
個人情報ファイルに記録される個人の範囲(<u>同項第2号</u> において「記録	人情報ファイルに記録される個人の範囲(<u>以下この節</u> において「記録
範囲」という。)	範囲」という。)
(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下 <u>この条</u> において「記	五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下 <u>この節</u> において「記録
録情報」という。)の収集方法	情報」という。)の収集方法
(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
(7) 記録情報を <u>議会</u> 以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供
	先
(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受	九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定によ
理する組織の名称及び所在地	<u>る請求を受理する組織の名称及び所在地</u>
(9) <u>第31条第1項</u> ただし書又は <u>第38条第1項ただし書</u> に該当するとき	十 <u>第九十条第一項</u> ただし書又は <u>第九十八条第一項ただし書</u> に該当すると
は、その旨	きは、その旨

	十一 その他 <u>政令</u> で定める事項
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	第七十五条
	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
(1) <u>次</u> に掲げる個人情報ファイル	一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
	改正後個人情報保護法第七十四条
	一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録
	する個人情報ファイル
	二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公
	訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイ
	<u>/</u> \(\bullet \)
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった	三 <u>当該機関の</u> 職員 <u>又は</u> 職員であった者に係る個人情報ファイルであっ
者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、 <u>議員報酬</u> 、給与	て、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに
<u>又は報酬</u> 、福利厚生に関する事項 <u>その他</u> これらに準ずる事項を記録す	準ずる事項を記録するもの(<u>当該機関</u> が行う職員の採用試験に関する
るもの(<u>議長</u> が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含	個人情報ファイルを含む。)
む。)	
イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
	五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録
	情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用
	目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内
	<u>のもの</u>
ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報	六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファ
ファイル	イル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のため 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために 利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連 に利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は 連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを 絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記 記録するもの 録するもの オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得 得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目 する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的 的のために利用するもの のために利用するもの カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政 令で定める個人情報ファイル 定める個人情報ファイル (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記 第七十五条 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録 録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用 目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内の 情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用 もの 目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内 のもの (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人 人情報ファイル 情報ファイル 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しく 号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人 は前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿 情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係 に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載すること る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を により、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適 及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を 正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録 記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しない 項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人 ことができる。 情報ファイル簿に掲載しないことができる。

	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で
	定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状
	況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるもので
	<u>はない。</u>
第4章 開示、訂正及び利用停止	第四節 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示	第一款 開示
(開示請求権)	(開示請求権)
第18条 何人も、この <u>条例</u> の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、 <u>議会</u> の保有	第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、 <u>行政機関の長等</u> に対
する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	し、 <u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u> の保有する自己を本人とす
	る保有個人情報の開示を請求することができる。
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理
人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前	人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前
項の規定による開示の請求(以下 <u>この章及び第48条</u> において「開示請求」	項の規定による開示の請求(以下 <u>この節及び第百二十七条</u> において「開
という。) をすることができる。	示請求」という。)をすることができる。
(開示請求の手続)	(開示請求の手続)
第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開	第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において
示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。	「開示請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならな
	٧٠°
(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他	二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その
の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところによ	2 前項の場合において、開示請求をする者は、 <u>政令で</u> 定めるところによ
り、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定に	り、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定
よる開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人で	による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理
あること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 <u>議長</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求を した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、そ の補正を求めることができる。この場合において、<u>議長</u>は、開示請求者に 対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 3 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、 開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対 し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合に おいて、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報 を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 <u>議長</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報<u>(情報公開条例第7条各号に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第7条各号に規定する情報</u>(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(<u>第18条第2項</u>の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに<u>第27条第1項</u>において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又 は知ることが予定されている情報

(保有個人情報の開示義務)

- 第七十八条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る 保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対 し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - 一 開示請求者 (<u>第七十六条第二項</u>の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに<u>第八十六条第一項</u>において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - 二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又 は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必 要であると認められる情報 要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2 ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十 条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に 号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二 条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等 規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役 の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条 員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定す る地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)であ に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。) である る場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき 場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係 は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に 係る部分 る部分 (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独 三、法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立 立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する 行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情 情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で 報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で あって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保 あって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を 保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地 位その他正当な利益を害するおそれがあるもの 位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供され であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされ たものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこと ているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の とされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、 状況等に照らして合理的であると認められるもの 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示 決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安 全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ るおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれが あると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が
開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、
鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維
持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体
の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内
部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開
示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不
当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又
は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある
<i>€</i> Ø
七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が
行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に
掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の
適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
決定等をする 場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若し
くは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国
<u>際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u>
ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)
<u>又は地方独立行政法人</u> が開示決定等をする場合において、犯罪の予
防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす
おそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務
に関し、正確な 事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不
当な行為を容易にし、若しくは その発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地 方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法 人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用 については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。
(部分開示)	(部分開示)
第21条 <u>議長</u> は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。	第七十九条 <u>行政機関の長等</u> は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報 が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分 して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部 分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(裁量的開示)

第八十条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が 含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要 があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示す ることができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在している か否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、<u>議長</u> は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否す ることができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、 行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該 開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し<u>議長</u>が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第5条第2号又は第3号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第六十二条第二号又は第三号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の 規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を 保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求 者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、<u>第19条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由 があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができ る。この場合において、<u>議長</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の 期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、<u>第七十七条第三項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、事務処理上の困難その他 正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長 することができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求者 に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しな ければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副 議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

間に算入しない。	
	(事案の移送)
	第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政
	機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたもので
	<u>あるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることに</u>
	つき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当
	該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合
	においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を
	移送した旨を書面により通知しなければならない。
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の
	長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならな
	い。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為
	は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。_
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一
	項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当
	<u>該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合にお</u>
	いて、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をし
	<u>なければならない。</u>
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団	第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共
体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、 <u>第45条第2</u>	団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第百五
<u>項第3号及び第46条</u> において「第三者」という。)に関する情報が含まれ	<u>条第二項第三号及び第百七条第一項</u> において「第三者」という。) に関す
ているときは、 <u>議長</u> は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第	る情報が含まれているときは、 <u>行政機関の長等</u> は、開示決定等をするに
三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容	当たって、当該情報に係る第三者に対し、 <u>政令で</u> 定めるところにより、
その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えること	当該第三者に関する情報の内容その他 <u>政令で</u> 定める事項を通知して、意
ができる。	見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定 (以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対 し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報 の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する 機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場 合は、この限りでない。
- 2 <u>行政機関の長等</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に 先立ち、当該第三者に対し、<u>政令で</u>定めるところにより、開示請求に係 る当該第三者に関する情報の内容その他<u>政令で</u>定める事項を書面により 通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当 該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が<u>第20条第2号イ又は同条第</u>3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が<u>第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を<u>第22条</u>の規定により開示しようとするとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を<u>第八十条</u>の規定 により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が 当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した 場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日 との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、 議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」 という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並び に開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
 - 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第百五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

(開示の実施)

- 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して<u>議長</u>が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、<u>議長</u>は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する 定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>議長</u>が定めるところにより、<u>議長</u>に対し、その求める開示の実施の方法<u>等</u>を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、<u>第24条第1項</u>に規定する通知があった日から 30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をするこ とができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第29条 <u>議長</u>は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前 条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

- 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に 記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録さ れているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して<u>行政機関等</u>が 定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示 にあっては、<u>行政機関の長等</u>は、当該保有個人情報が記録されている文 書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正 当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 <u>行政機関等</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に 関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>政令で</u>定めるところにより、当該開示決定をした<u>行政機関の長等</u>に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、<u>第八十二条第一項</u>に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第八十八条 <u>行政機関の長等</u>は、他の法令の規定により、開示請求者に対し 開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の 方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場 合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわら ず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わな い。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定 めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)	(手数料)
第 30 条 この条例の規定による保有個人情報の開示請求の手数料について	
は、安平町手数料条例(平成 18 年安平町条例第 73 条)第 2 条の規定にか	
かわらず無料とする。	
2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該交	第八十九条
付に要する費用を負担しなければならない。	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところに
	より、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければな
	<u>らない。</u>
3 前項の規定にかかわらず、議長は当該交付に要する費用を免除すること	3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額
ができる。	とするよう配慮しなければならない。
	個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ(個人情報の保護に関
	する法律についての事務対応ガイド [令和3年11月時点暫定版])
	(開示請求に係る手数料)
	第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の
	額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行
	政文書一件当たり○○円とする。
第2節 訂正	第二款 訂正
(訂正請求権)	(訂正請求権)
第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。	第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限
第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、こ	る。 <u>第九十八条第一項</u> において同じ。)の内容が事実でないと思料すると
の条例の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、当該保有個人情報の訂正(追	きは、この法律の定めるところにより、 <u>当該保有個人情報を保有する行</u>
加又は削除を含む。以下 <u>この章において</u> 同じ。)を請求することができ	<u>政機関の長等</u> に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。
る。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別	以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有
の手続が定められているときは、この限りでない。	個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められて
	いるときは、この限りでない。
(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の	二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法
規定により開示を受けたもの	令の規定により開示を受けたもの
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及
<u>び第48条</u> において「訂正請求」という。)をすることができる。	<u>び第百二十七条</u> において「訂正請求」という。)をすることができる。
3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければ	3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなけれ
ならない。	ばならない。
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)
第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂	第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において
正請求書」という。)を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	「訂正請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならな
	٧١°
(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情
情報を特定するに足りる事項	報を特定するに足りる事項
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	三 訂正請求の趣旨及び理由
2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところによ	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところによ
り、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定に	<u>り</u> 、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定
よる訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人で	による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理
あること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求を	3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、
した者(以下 <u>この章</u> において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期	訂正請求をした者(以下 <u>この節</u> において「訂正請求者」という。)に対
間を定めて、その補正を求めることができる。	し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の訂正義務)	(保有個人情報の訂正義務)
第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があ	第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正
ると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に	請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の
必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなけれ
	ばならない。

(訂正請求に対する措置)	(訂正請求に対する措置)
第34条 <u>議長</u> は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨	第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする
の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければなら	ときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通
ない。	知しなければならない。
2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の	2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないとき
決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならな	は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知し
٧١°	なければならない。
(訂正決定等の期限)	(訂正決定等の期限)
第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求が	第九十四条 前条各項の決定(以下 <u>この節</u> において「訂正決定等」とい
あった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規	う。) は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。た
定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期	だし、 <u>第九十一条第三項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当
間に算入しない。	該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由	2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政機関の長等</u> は、事務処理上の困難その他
があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができ	正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長
る。この場合において、 <u>議長</u> は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の	することができる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、訂正請求者
期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しな
	ければならない。
(訂正決定等の期限の特例)	(訂正決定等の期限の特例)
第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の	第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認める
規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合	ときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば
において、 <u>議長</u> は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、	足りる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、同条第一項に規定する
次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけ
	ればならない。
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 訂正決定等をする期限	二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副 議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期	
間に算入しない。	
	(事案の移送)
	第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条
	第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関
	<u>の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、</u>
	当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、
	事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機
	関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知し
	<u>なければならない。</u>
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長
	等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならな
	い。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為
	は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項
	<u>の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたとき</u>
	は、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を
	<u>しなければならない。</u>
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)
第37条 <u>議長は、第34条第1項の</u> 決定に基づく保有個人情報の訂正の実施を	第九十七条 行政機関の長等は、 <u>訂正決定</u> に基づく保有個人情報の訂正の実
した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供	施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報
先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止	第三款 利用停止
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下 <u>この章</u> において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、 <u>第6条</u> の規定に違反して取り扱われているとき、 <u>第7条</u> の規定に違反して取得されたものであるとき、又は <u>第12条第1項及び第2項</u> の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	一 <u>第六十一条第二項</u> の規定に違反して保有されているとき、 <u>第六十三条</u> の規定に違反して取り扱われているとき、 <u>第六十四条</u> の規定に違反して取得されたものであるとき、又は <u>第六十九条第一項及び第二項</u> の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
(2) <u>第12条第1項及び第2項</u> の規定に違反して提供されているとき 当 該保有個人情報の提供の停止	二 <u>第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項</u> の規定に違反して 提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下 <u>この</u> <u>章及び第48条</u> において「利用停止請求」という。)をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下 <u>この</u> <u>節及び第百二十七条</u> において「利用停止請求」という。)をすることがで きる。
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
(利用停止請求の手続)	(利用停止請求の手続)
第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有	二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個
個人情報を特定するに足りる事項	人情報を特定するに足りる事項
(3)利用停止請求の趣旨及び理由	三 利用停止請求の趣旨及び理由
2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところに	2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところに
より、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の	より、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の
規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の	規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の
本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければなら	本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければなら
ない。	ない。
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停	3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき
止請求をした者(以下 <u>この章</u> において「利用停止請求者」という。)に対	は、利用停止請求をした者(以下 <u>この節</u> において「利用停止請求者」とい
し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	う。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の利用停止義務)	(保有個人情報の利用停止義務)
第40条 <u>議長</u> は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に	第百条 <u>行政機関の長等</u> は、利用停止請求があった場合において、当該利用
理由があると認めるときは、 <u>議会</u> における個人情報の適正な取扱いを確保	停止請求に理由があると認めるときは、 <u>当該行政機関の長等の属する行政</u>
するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停	<u>機関等</u> における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、
止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をするこ	当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。
とにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当	ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情
該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めら	報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂
れるときは、この限りでない。	行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでな
	٧٠°
(利用停止請求に対する措置)	(利用停止請求に対する措置)
第41条 <u>議長</u> は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき	第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止
は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知	をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面
しなければならない。	により通知しなければならない。

2 <u>議長</u> は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、 その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しな ければならない。 (利用停止決定等の期限)	2 <u>行政機関の長等</u> は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 (利用停止決定等の期限)
第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止 請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、 <u>第39条第3</u> 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。	第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、 <u>第九十九条第三項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、 <u>議長</u> は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政機関の長等</u> は、事務処理上の困難その他 正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長す ることができる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、利用停止請求者 に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけ ればならない。
(利用停止決定等の期限の特例) 第43条 <u>議長</u> は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、 <u>議長</u> は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	(利用停止決定等の期限の特例) 第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけいばならない。
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。	なければならない。 - この条の規定を適用する旨及びその理由 - 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求	第四款 審査請求
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適
	用除外等)
第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求	第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、
若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服	訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請
審査法 (平成26年法律第68号) 第9条第1項の規定は、適用しない。	求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項
	から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第
	<u>五十条第二項</u> の規定は、適用しない。
(審査請求に係る審査会への諮問)	(審査会への諮問)
第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求	第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請
若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、 <u>議</u>	求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、
<u>長</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 <u>安平町情報公開・個人</u>	当該審査請求に対する裁決をすべき <u>行政機関の長等</u> は、次の各号のいずれ
情報保護審査会条例(令和5年安平町条例第 号)第1条に規定する安平	かに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対
町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。	する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、
	<u>別に法律で定める審査会)</u> に諮問しなければならない。
(1)審査請求が不適法であり、却下する場合	一 審査請求が不適法であり、却下する場合
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について	の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反
反対意見書が提出されている場合を除く。)	対意見書が提出されている場合を除く。)
(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
報の訂正をすることとする場合	の訂正をすることとする場合
(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
報の利用停止をすることとする場合	の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮	2 前項の規定により諮問をした <u>行政機関の長等</u> は、次に掲げる者に対し、
問をした旨を通知しなければならない。	諮問をした旨を通知しなければならない。
(1)審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参	一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法 <u>第十三条第四項</u> に規定する参
加人をいう。以下この項及び <u>次条第2号</u> において同じ。)	加人をいう。以下この項及び <u>第百七条第一項第二号</u> において同じ。)
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求
求人又は参加人である場合を除く。)	人又は参加人である場合を除く。)
(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出し
した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	た第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準
	用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会
	(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場
	合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法
	第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)
第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする	第百七条 <u>第八十六条第三項</u> の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決
場合について準用する。	をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
决	
(2)審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を	二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開
開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情	示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報
報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報	を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の
の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

]
	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し
	くは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地
	方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例) で定めるとこ
	ろにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。
第5章 雑則	第六節 雑則
(適用除外)	(適用除外等)
	第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁
	判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保
	護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処
	<u>分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申</u>
	があった者に係るものに限る。) については、適用しない。
第47条 保有個人情報 (不開示情報を専ら記録する公文書に記録されている	2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法
ものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、	第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等
同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有	に記録されているものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われ
個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(<u>第4節</u> を除	ていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその
く。)の規定の適用については、 <u>議会</u> に保有されていないものとみなす。	中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、 <u>第</u>
	<u>四節</u> (<u>第四款</u> を除く。)の規定の適用については、 <u>行政機関等</u> に保有され
	ていないものとみなす。
(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)
第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条におい	第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請
て「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に	求 <u>又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項</u> の提案(以下この条に
開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求	おいて「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的
等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	確に開示請求等をすることができるよう、 <u>当該行政機関の長等の属する行</u>

	■ 政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供
	その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる
	ものとする。
(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	(<u>行政機関等</u> における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)
第49条 <u>議長</u> は、 <u>議会</u> における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の	第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工
取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め
	なければならない。
(<u>審査会</u> への諮問)	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)
第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基	第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章
づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 <u>安平町情報公開・</u>	第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱
個人情報保護審査会条例第1条に規定する安平町情報公開・個人情報保護	いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である
<u>審査会</u> に諮問することができる。	と認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。
(施行の状況の公表)	(施行の状況の公表)
	第百六十五条 <u>委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況に</u>
	<u>ついて報告を求めることができる。</u>
第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を	2 <u>委員会</u> は、毎年度、 <u>前項の報告</u> を取りまとめ、その概要を公表するもの
公表するものとする。	とする。
(委任)	
第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。	
第6章 罰則	第八章 罰則
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項	第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二
の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は <u>議会</u> に	項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三
	項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は <u>行政</u>

いる派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないの	機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに
に、個人の秘密に属する事項が記録された <u>第2条第5項第1号</u> に係る個人	従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由
情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)	がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された <u>第六十条第二項第一号</u>
を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの
	を含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処
	する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有
己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗
は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用
的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収	以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画
集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰
	金に処する
第56条 前3条の規定は、安平町の区域外においてこれらの条の罪を犯した	第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十
者にも適用する。	<u>一条まで</u> の規定は、 <u>日本国外</u> においてこれらの条の罪を犯した者にも適用
	する。
第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処
人情報の開示を受けた者は、 <u>5万円以下の過料に処する。</u>	<u>する。</u>
	<u>一 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)</u>
	<u>又は第五十六条の規定に違反した者</u>
	二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
	三 偽りその他不正の手段により、 <u>第八十五条第三項に規定する開示決定</u>
	に基づく保有個人情報の開示を受けた者
附則	

(施行期日)	
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	